

静岡県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和元年7月23日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の変更

	施設名	所在地
新	有料老人ホーム オーチャード沼津	沼津市新宿町9番地の5
旧	エリシオン沼津	

2 変更年月日 令和元年7月23日